病床運用適正化及び診療文書作成支援システム（MeDiCU）委託業務の委託について、京都府公立大学法人会計規則（平成 20 年４月１日京都府公立大学規則第２号）第３２条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

また、本公告は、入札説明書を兼ねる。

令和８年 11 月 12 日

京都府公立大学法人理事長　金田　章裕

１　入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

病床運用適正化及び診療文書作成支援システム（MeDiCU）委託業務

(2) 委託業務の仕様等

病床運用適正化及び診療文書作成支援システム（MeDiCU）委託業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

(4) 納入場所

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465

京都府立医科大学附属病院

２　契約事項を示す場所等

(1) 委託条項等を示す場所、入札説明書の配布日時及び場所

ア　日 時　令和８年 11 月 12 日（木）から

イ　場 所　京都府立医科大学ホームページ上(https://www.kpu-m.ac.jp/doc/nyusatu/)

ウ　その他　仕様書の一部については、ホームページ上に掲載せず、メールにて配付するため、希望される場合は、２（3）の担当あてメールをすること。

※なお、件名は「病床運用適正化及び診療文書作成支援システム（MeDiCU）委託業務における仕様書希望」とし、会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(2) 契約者　京都府公立大学法人　理事長　金田 章裕

(3) 入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8566　京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465

京都府公立大学法人京都府立医科大学　医療サービス課　保険係

電話番号（075）251-5251

メールアドレス　hoken@koto.kpu-m.ac.jp

メールで連絡する場合は、メールの受信確認を必ず電話で行うこと。

3　入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

ア　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又はその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

(4) 京都府公立大学法人における物品買入等契約に係る取引停止等の措置要領第３条による取引停止中の者

4　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1)　京都府の令和８年度（令和８年 11 月～令和９年３月）の物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格を得ている者。

なお、本資格を有しない者については、５の(2)のカに定める書類を提出の上、資格確認を受け、資格を有すると認定された者であること。

(2)　５に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の物品又は役務の調達契約に係る指名停止とされていない者であること。

(3) 過去５年間に本業務と同種の業務を病床数 500 床以上の病院において受託した実績があること。

5　入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の受付

ア　提出期間

公告開始日から令和８年 11 月 18 日（水）午後５時まで

（持参の場合は、日曜日、土曜日及び休日並びに平日の正午から午後１時までを除く。）

イ　提出場所

２の(3)に同じ。

ウ　提出方法

確認申請書及び確認資料を郵送(簡易書留等配達記録が残る方法を用いるものとする。)又は持参により提出すること。

(2) 確認資料

確認資料は、日本語で記載された次の資料とする。

ア　京都府の物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し（参加資格有効期間であること）

イ　４(3)に該当することがわかる書類（契約書の写し等）

ウ　４(3)の資格を有しない者は、アに代えて以下の書類を提出すること。

(ｱ) 商業登記事項証明書及び定款（発行日から３ヶ月以内ものに限る）

(ｲ) 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類(写し可／発行日から３ヶ月以内ものに限る)

(ｳ) 消費税及び地方消費税納税証明書(写し可／発行日から３ヶ月以内ものに限る)

(ｴ) 営業経歴書及び営業実績調書（令和８年４月１日現在）

(ｵ) 会社概要

(ｶ) 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近２年分）

(ｷ) 委任状　※権限を支店長等に委任する場合（別紙様式）

(ｸ) 宣誓書（別紙様式）

(3) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(4) 確認資料等に関する質問

ア　本入札公告兼入札説明書及び(2)の資料等について質問がある場合は別添質問書様式により、令和８年 11 月 18 日（水）（日曜日、土曜日及び休日を除く。）までに、２の(3)の場所に提出する。

イ　アの質問があった場合は、随時書面又は電子メールにより回答する。

なお、当該回答は、仕様書の一部として、入札条件とする。

(5) 入札参加資格の確認通知

当法人は、確認申請後の受付後、令和８年 11 月 20 日（金）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する。

(6) その他

確認資料の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6　入札手続等

(1) 入札の方法

ア　郵便による入札とする。入札書は(2)の期限までに、郵送（簡易書留等配達記録が残る方法を用いるものとする。）又は持参により提出すること。

イ　入札は、代表者名で行う。

ウ　入札書は、氏名（法人の場合はその名称又は商号）を表示した封筒に「11 月 24 日開札　病床運用適正化及び診療文書作成支援システム（MeDiCU）委託業務入札書」と記載の上、封入する。

エ　応札者が１名であっても、原則として入札を執行する。

オ　入札を希望しない場合には、辞退届を持参又は郵送により事前に提出することにより、入札に参加しないことができる。ただし、入札書提出後の辞退届の提出は認めない。

(2) 入札書の提出期限及び提出先

ア　提出期限

令和８年 11 月 24 日（火）午前１０時まで（持参の場合、日曜日、土曜日及び休日並びに平日の正午から午後１時までを除く。）

イ　提出先

２の(3)に同じ。

(3) 開札日時

令和８年 11 月 24 日（火）午前１０時

ただし、５の入札参加資格を有する者すべてから入札書又は辞退届の提出があった場合は、上記日時を待たず開札する場合がある。

(4) 入札書の訂正

入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書の引換等

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(6) 不公正な入札

入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(7) 入札・契約関係書類の説明

入札者は、本入札公告兼入札説明書並びに契約書（案）及びその他の添付書類（以下「入札・契約関係書類」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札・契約関係書類に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後、入札・契約関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開　札

開札は、(3)に掲げる日時において、入札事務に関係のない当学職員を立ち会わせて行う。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア　３及び４に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　確認申請書及び確認資料を提出しなかった者のした入札

ウ　確認申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ　入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ　同じ入札に２以上の入札をした者のした入札

カ　入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

キ　５に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

ク　１の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない物品により入札をした者のした入札

ケ　金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

コ　氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(11) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない当学職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(12) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 契約書の作成の要否

要する。

7　入札保証金

免除する。

8　違約金

契約者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

9　契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納めることとする。ただし、落札者が京都府公立大学法人契約管理要綱第 31 条第２項各号に該当する場合は免除する。

10　その他

(1) １から９までに定めるもののほか、京都府公立大学法人会計規則等の定めるところによる。
(2) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
(3) 入札の延期等の措置を講じる場合は、電話、電子メール等により必要な事項を連絡するものとする。
(4) この公告に係る調達に関し、京都府公立大学法人政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 31 年 2 月 1 日京都府公立大学法人要綱 32 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。